

運転免許・自家用車をお持ちでない方へ

ハイヤー利用券の事前申請を受け付けます！

3/16(木)～

1. 対象者

次の(1)から(5)のすべてに該当する人

- (1) 本別町に住民票がある人
- (2) 自動車の運転免許を持っていない人が
免許は持っていますが車を持っていない人
- (3) 町税や使用料を滞納していない人
- (4) 福祉施設などに入居していない人
- (5) 次のイ～ホのどれかに該当する人

イ 65歳以上

ロ 身体障害者手帳、療育手帳、
精神保健福祉手帳の交付を受けている

ハ 自立支援医療か療育医療の
給付を受けている

ニ 要支援認定か要介護認定を受けている
ホ 障害者年金を受給している



令和6年3月31日までに
65歳になる人は、
誕生日から申請できます。

2. 金額

お一人あたり1万5千円利用分(500円券×30枚) ※有効期限：来年3月末日

※令和5年度に免許を返納した人は5千円の利用分を加算します。(500円券×10枚)

追加

3. 使い方

ハイヤー乗車時に500円分の利用券として使用できます。

※申請者本人が乗車するときだけ使えます。(本人以外の方が同乗しても構いません。)

※1回の乗車で何枚でも使うことができます。 ※おつりは出ません。

※町外に行くときにも使うことができます。 ※本別ハイヤー以外では使えません。

4. 申請方法【受付期間：令和5年3月16日(木)～】

①裏面(申請書)の太枠内に必要事項を記入してください。

※本人以外の方が代筆しても構いません。

※1枚で2人まで申請できます。(同じ住所の方に限ります。)

②役場窓口への持参(役場、各出張所、町立病院、ケアセンターなど) ※代理提出も可
郵送(〒089-3392 北2丁目4番地1 役場企画振興課宛て)

ファクス(22-3237)

などでご提出ください。

③利用券は、4月になってから申請した方のご自宅へ順次発送します。

《本事業の実施は令和5年度本別町一般会計予算の成立が前提となります》

問い合わせ先

本別町役場企画振興課(4月～企画財政課)

電話 22-2141 ファクス 22-3237